

令和6年6月5日

指定特定相談支援事業所
指定障がい児相談支援事業所
管理者 様

大阪市福祉局障がい者施策部
障 が い 福 祉 課 長
障 が い 支 援 課 長

支援学校高等部卒業（予定）者における
就労継続支援 B 型事業の利用に向けた取扱い等について

平素は、本市障がい福祉行政にご理解ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

標題について、次のとおりお示ししますので、つきましては、対象となる方から相談等があった場合には、本事務連絡を踏まえご対応いただきますようお願いいたします。

記

○取扱いについて

①在学中に就労移行支援事業の利用が可能な場合の取扱いについて

支援学校高等部卒業（予定）者が卒業後すぐに就労継続支援 B 型事業を利用する場合の流れ及び留意事項等については、【参考】平成 29 年 6 月 15 日付け事務連絡『平成 29 年度特別支援学校高等部卒業生における就労継続支援 B 型事業の利用に向けた取扱い等について』をご参照ください。従来の取扱いに変更ありません。

②在学中に就労移行支援事業の利用が困難な場合の取扱いについて

やむを得ず在学中に就労移行支援事業の利用が困難な場合は、支援学校等の高等部在学中に一般企業や就労移行支援事業所における実習が行われ、支援学校から本人、保護者、自治体や相談支援事業所にアセスメント結果が提供された場合、就労アセスメントを受けたとみなすことができることとします。

具体的な事務の流れについては【参考】支援学校あて事務連絡『支援学校高等部卒業（予定）者における就労継続支援 B 型事業の利用に向けた取扱い等について』をご参照ください。

【問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

- ・ 就労移行支援事業、就労継続支援事業に関すること
障がい支援課（長束・桑山）
電話：06-6208-8074
- ・ 計画相談支援に関すること
障がい福祉課（綾塚、柳澤、丸山）
電話：06-6208-7999
- ・ 障がい児相談支援に関すること
障がい支援課（浦、原田）
電話：06-6208-8015

平成 29 年 6 月 15 日

指定特定相談支援事業者
指定障がい児相談支援事業者
管理者 様

大阪市福祉局障がい者施策部
障 が い 支 援 課 長

**平成 29 年度特別支援学校高等部卒業者における
就労継続支援 B 型事業の利用に向けた取扱い等について**

平素は、本市障がい福祉行政にご理解ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在、本市では特別支援学校高等部卒業（予定）者が卒業後すぐに就労継続支援 B 型事業の利用を希望される場合、最も適した進路への円滑な移行を図るため、在学中に就労移行支援の暫定支給決定を受けたうえで、アセスメントを目的とした短期間の就労移行支援サービス利用を行う必要があります。

アセスメントのための就労移行支援事業の利用は短期間ではありますが、その後の就労継続支援 B 型事業利用に向けての重要なプロセスであり、できるだけ早期に利用者・家族・特別支援学校等との関係づくりを行っていただくことが重要となります。

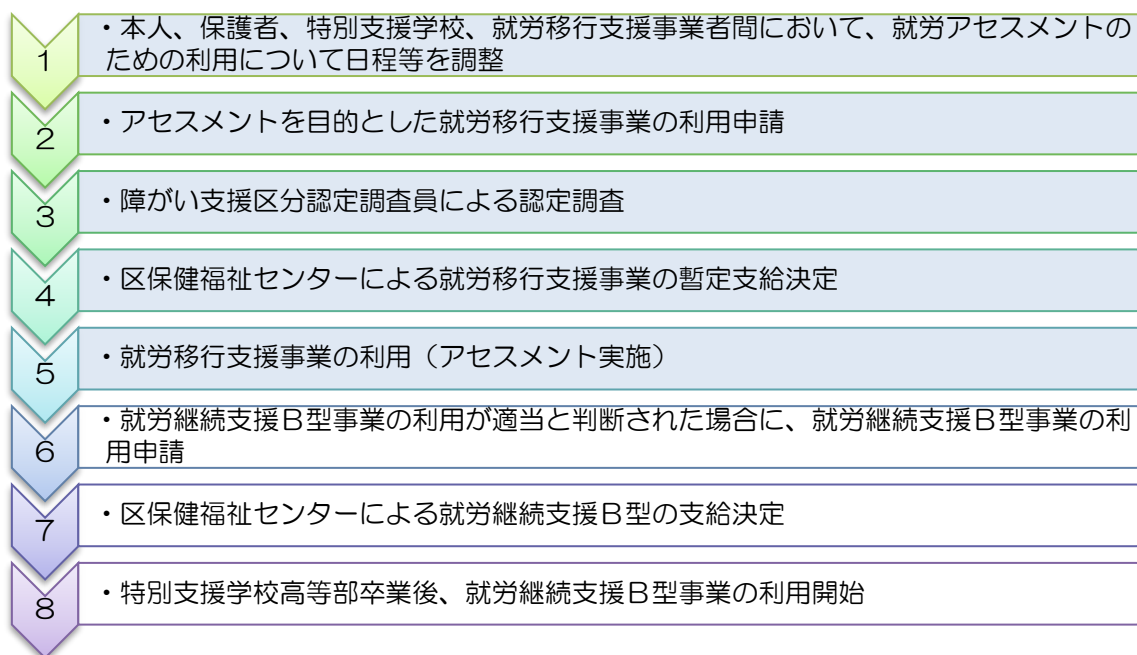
つきましては、標題について次のとおりご案内いたしますので、ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 今回送付内容

- ・本事務連絡
- ・【別紙 1】事務フロー
- ・【別紙 2】各支援機関の連携による障害者就労支援マニュアル（平成 29 年 3 月改定版）

2 就労継続支援B型事業の利用までの流れ



※具体的な事務の流れについては、【別紙1】「特別支援学校高等部卒業者における就労継続支援B型の利用に向けた取扱いについて」をご参照ください。

3 アセスメント実施における留意事項

就労系障がい福祉サービス利用に係るアセスメントの取扱いについて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より、【別紙2】「各支援機関の連携による障害者就労支援マニュアル（平成29年3月改訂）」が示されておりますので、参考にご活用ください。

ただし、当該マニュアルに記載されている取り扱いについて、一部、本市独自の取扱いを定めているものがありますので、次のとおりご留意願います。

（1）アセスメントを実施する就労移行支援事業所の選択について

上記マニュアル（10ページ）における就労継続支援B型の利用開始に至るまでの流れでは、アセスメント実施前に『相談支援事業所が就労移行支援事業所と連絡を取り、就労アセスメント実施のための調整を行う。』とされています。

本市では、各特別支援学校等にて予め進路相談がなされていることから、本人・保護者・特別支援学校において、就労移行支援事業所を選択し、アセスメントのための利用について日程等を調整することとしております。

ただし、申請者が就労移行支援事業者を選択する際や申請手続きについて、相談等があれば、必要に応じて助言や調整等を行っていただくようお願いいたします。

なお、本人の能力等に応じた事業者を選択するにあたり、判断が困難な場合には、「障害者就業・生活支援センター」（電話 06-6776-7336）へご相談ください。

（２）アセスメント実施期間について

アセスメント実施期間について、上記マニュアル（８ページ）では１ヶ月程度と記載されていますが、大阪市においては、特別支援学校において進路相談及び実習等を経ていることを考慮し、原則として事業所の開所日のうち連続する**５日間**としております。

他の障がい児通所支援との併用となる場合、障がい児相談支援において一体的に取り扱われることとなりますので、指定障がい児相談支援事業所での対応をお願いします。

【問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

- 就労移行支援事業、就労継続支援事業に関すること
障がい支援課（樺沢、山本）電話：06-6208-8245
- 計画相談支援に関すること
障がい福祉課（大森、綾塚）電話：06-6208-8081
- 障がい児相談支援に関すること
障がい支援課（竹内、加藤）電話：06-6208-8015

令和6年6月5日

関係府立学校長 様

大阪市福祉局障がい者施策部
障 が い 支 援 課 長
(担当：長束・桑山)
TEL：06 - 6208 - 8074

支援学校高等部卒業（予定）者における
就労継続支援 B 型事業の利用に向けた取扱い等について

平素は、本市の障がい福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標題について、次のとおりお示ししますので、ご確認のうえご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 就労移行支援事業者との事前調整について

- (1) 進路相談等の結果、支援学校高等部卒業後に就労継続支援 B 型事業の利用を希望される場合には、在学中に、就労移行支援事業の暫定支給決定を受けたうえでアセスメントを目的とした短期間の就労移行支援事業所の利用を行う必要があります。
- (2) 就労移行支援事業の利用にあたっては、短期間の利用を行う事業者を選択のうえ、アセスメントのための利用にかかる日程等の調整を事前に行っていただきますようお願いします。

〔参考〕

- ・大阪市における標準利用期間については、原則として事業所の開所日のうち連続する5日間としますので、夏休み等の休暇期間をご活用 of のうえ日程調整を行っていただくようお願いいたします。

(※5日間の暫定支給決定は支援学校高等部卒業（予定）者のみの特例措置となります。)

- ・就労移行支援事業所一覧について

大阪市内における指定就労移行支援事業所一覧については、大阪市ホームページに掲載されておりますので、以下の掲載場所よりご確認をお願いいたします。

＜本市ホームページ掲載場所＞

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000603679.html>

大阪市ホームページ＞くらし＞健康・医療・福祉＞障がいのある方へ＞障害者総合支援法とは＞障害者総合支援法＞障がい者・障がい児事業所、施設等の情報

2 就労移行支援事業にかかる利用申請について

- (1) 在学中にアセスメントを受けるためには、各区保健福祉センターにおいて就労移行支援事業の利用にかかる暫定支給決定を受ける必要があります。(※なお、暫定支給決定を受ける前には、サービス等利用計画案の作成が必須となります。)
- (2) 暫定支給決定までには、障がい支援区分認定調査等が必要であり、手続きに時間を要する場合がありますので、就労移行支援事業者と日程調整等が終わりましたら、遅くともアセスメントを利用する **4 5 日前までに** 手続きを行っていただくよう、対象者及び保護者への周知をお願いします。

〔留意事項〕

- ・暫定支給決定の開始日（アセスメントの利用開始日）時点において、対象者の年齢が 18 歳に到達していない場合には、「区保健福祉センター」と「こども相談センター」との調整が必要となり手続きに時間を要するため、就労移行支援事業者との事前調整が完了した方から、速やかに申請手続きを行っていただくよう申請勧奨をお願いします。
- ・就労継続支援 B 型の利用を前提とした形式的なアセスメントにならないよう、また、課題の早期把握や進路の検討のため、アセスメントを 1・2 年次に実施することも可能ですので、対象者の状況に応じ柔軟に取り計らいいただくようお願いします。
- ・区保健福祉センターでの手続きを円滑に進めるため、申請時に本取扱いの申請者であることがわかるよう、**【別紙 1】「就労移行支援事業所のアセスメントをご利用予定の方へ」**より学校名・利用者名・事業所名等の必要事項をご記入していただき、申請者へお渡しいただくようお願いします。
※なお、お住まいの区保健福祉センターでの手続きの時には、必ず【別紙 1】をお持ちいただくようお伝えください。

3 就労継続支援 B 型事業の利用申請について

- (1) 就労移行支援事業者によるアセスメントの結果、就労継続支援 B 型事業の利用が適当であると判断された後、区保健福祉センターへ就労継続支援 B 型の利用申請を行っていただく必要がありますので、卒業年次の 1 月を目処に各区保健福祉センターへ申請手続きを行っていただくよう周知をお願いします。
- (2) アセスメント実施後に進路が変更された場合には、サービス利用を辞退する旨、区保健福祉センターへご連絡をお願いします。

【参 考】

- ・就労移行支援事業者のアセスメント結果をもとに、区保健福祉センターにてサービスの適性等を勘案のうえ支給決定を行います。
- ・なお、対象者の能力を考慮した結果、就労継続支援 B 型事業ではなく、就労移行支援事業の利用が妥当と判断された場合であっても、区保健福祉センターと申請者等との調整の結果、対象者の利用意向を尊重した支給決定を行うことがあります。
- ・各サービス（就労移行支援事業のアセスメント利用及び就労継続支援 B 型の利用）の申請から支給決定までのそれぞれのプロセスにおいては、サービス等利用計画案の作成が必須となっております。なお、サービス等利用計画案の作成にあたっては区保健福祉センターへ計画相談支援の利用を申請して事業者へ作成を依頼する方法と、申請者・家族・支援者等が作成する方法（セルフプラン）があります。

4 就労継続支援 B 型事業の利用までの流れ

- ①対象者・保護者・支援学校・就労移行支援事業者間で、アセスメントのための利用について日程等を調整
- ②アセスメントを目的とした就労移行支援事業の利用申請
- ③障がい支援区分認定調査員による認定調査
- ④区保健福祉センターによる就労移行支援事業の暫定支給決定
- ⑤就労移行支援事業の利用
- ⑥就労継続支援 B 型の利用が適当と判断された場合に、就労継続支援 B 型事業の利用申請
- ⑦区保健福祉センターによる就労継続支援 B 型の支給決定
- ⑧支援学校高等部卒業後、就労継続支援 B 型の利用開始

5 障がい児入所施設・児童福祉施設等の入所児童の取扱いについて

障がい児入所施設に措置入所している児童については、措置の対象となったまま就労移行支援事業を利用することができません。

ただし、障がい者就業・生活支援センターのアセスメントを利用することができますので、対象者がいる場合には、各区保健福祉センターまでお知らせ下さい。

児童養護施設の入所児童や里親に委託をされている児童等、児童福祉法に基づき措置されている児童については、やむを得ない措置により、措置の対象となったまま就労移行支援事業を利用することができます。なお、この場合は、相談支援事業を利用することはできません。

6 就労移行支援事業の利用が困難な場合における取扱いについて

本取扱いにおいて、原則就労移行支援事業にて就労アセスメントを受けていただくこととしていますが、やむを得ず就労移行支援事業の利用が困難な場合は、支援学校等の高等部在学中に一般企業や就労移行支援事業所における実習が行われ、支援学校から本人、保護者、自治体や相談支援事業所にアセスメント結果が提供された場合、就労アセスメントを受けたとみなすことができることとします。

つきましては、就労移行支援事業が利用できない場合には、就労継続支援 B 型事業の支給申請時に、支援学校作成の【別紙 2】「校内実習評価票」及び【別紙 3】「事業所利用票」の記載内容を確認させていただくことにより、アセスメントを目的とした就労移行支援事業の利用を行わずに就労継続支援 B 型事業を利用することを可能といたしますので、次の《就労継続支援 B 型事業の利用までの流れ》をご確認のうえ、対象者及び保護者への周知をお願いします。

《就労継続支援 B 型事業の利用までの流れ》

12 月～1 月頃を目途に、区保健福祉センターへ就労継続支援 B 型事業の利用申請に行っていたくよう周知をお願いします。その際には、支援学校にて【別紙 2】「校内実習評価票」及び【別紙 3】「事業所利用票」を作成していただき、対象者（または保護者）にお渡ししていただくようお願いします。

就労継続支援 B 型事業の支給決定を行うにあたり、【別紙 2】「校内実習評価票」及び【別紙 3】「事業所利用票」の記載内容について、区保健福祉センターよりお問い合わせさせていただくこともありますので、ご対応のほどよろしくお願いします。

【参考】

「障がい者就業・生活支援センター」では、就業を希望、あるいはすでに就業している方に対し、就業及び日常生活に関する相談から就業定着までの支援を行っておりますので、必要に応じ連携を図ってください。